

広報いなざわ「みんなのサークル」掲載基準

令和5年4月1日改訂

「みんなのサークル」は、市内で活動するサークルの会員を募集するコーナーです。市民の広報紙であることから、公共性・中立性を保ち、主催者と申込者間の誤解や混乱を避けるため、掲載基準を設けています。

掲載基準

1. 掲載できるサークル（全てを満たすこと）

- (ア) 稲沢市民を中心とした会員で組織されている
- (イ) 市内の公共施設を主な活動場所としている
- (ウ) 会員は3人以上在籍し、6ヶ月以上継続的に活動している

2. 掲載できないサークル

- (ア) 政治・宗教・営利活動を主たる目的としたもの、関連のあるものや誤解される恐れがあるもの
- (イ) 特定の個人・団体の宣伝、勧誘または支援を目的としているもの
- (ウ) 行政広報の公共性、公益性、中立性を損なう恐れがあるもの
- (エ) 公序良俗に反するもの、またはその恐れがあるもの
- (オ) その他、市が掲載を不適当と判断したもの

※上記の事実が広報掲載後に判明した場合は、今後掲載することはできませんのでご注意ください

3. 掲載の申し込みについて

- (ア) 広報いなざわ1月号で掲載申込方法などの案内を掲載し、3月号でコーナーを掲載します。また、市ホームページにも掲載します
- (イ) 申し込みは、申込用紙またはホームページ掲載の様式を持参、FAX（0587-23-1489）または、Eメールとし、提出先はシティプロモーション課広報グループ、支所、市民センターなどとします
- (ウ) 記入漏れなどがある場合は掲載できません。受信確認のため、FAXまたはEメールで提出する場合は、**送信後に必ず電話で市役所シティプロモーション課（0587-32-1126）へ連絡をしてください**

【注意事項】

- ・営利目的と誤解される恐れがあるため、**講師や講師と生計を一にする方は「申請者」や「問合先」となることはできません** ※謝礼が発生しない場合は可とします
- ・入会金や月会費が、それぞれ**「3,000円」を超える場合は、サークル活動における収支報告を別紙に記載し、申込用紙と一緒に提出してください**

収支報告の記載例

- | | | | |
|------------|------|-------|------|
| (収入) 入会金 | ●●●円 | 、月会費 | ●●●円 |
| (支出) 会場使用料 | ●●●円 | 、消耗品費 | ●●●円 |
| など | | | |

※収入と支出に差額がある場合は、詳細について確認させていただく場合があります。また、市民からの問い合わせがあった場合など、必要に応じて収支報告の提出を求める場合があります